

県指定文化財の現状変更等許可の状況について

令和5年1月21日～6月30日の間に、現状変更等許可申請書を収受した県指定重要文化財「神奈川県立図書館・音楽堂」ほか21件について、次の表記載の理由から条件を付して許可しましたので、報告します。（実施場所等の詳細は別紙参照）

項番	文化財の名称及び申請者等	現状変更申請の内容	許可日・予定期間	【許可理由】及び【許可条件】
1	重要文化財 神奈川県立図書館・音楽堂 (対象地) 横浜市西区紅葉ヶ丘9番2号 (所有者) 神奈川県知事 (申請者) 神奈川県知事	音楽堂舞台下のオーケストラピット内で、壁コンクリートのコア抜きを行う	(許可日) R5. 2. 7 (予定期間) 許可日 ～ R5. 2. 24	【許可理由】 ○ コア抜き位置は通常床下に格納されているオーケストラピットの内部に当たるほか、コア抜き設の規模は必要最小限のものとなっており、建物の文化財価値への影響は軽微であると判断されるため。 ○ 音楽堂設計者である前川国男の事務所（株式会社前川建築設計事務所）が施工を担当することとなっており、工事にあたっては十分配慮がなされるものと考えられるため。 【許可条件】 ◆ 工事の実施にあたっては、県教育委員会の指導に従い、また、必要に応じて立会いを求めること。
2	重要文化財 神奈川県立図書館・音楽堂 (対象地) 横浜市西区紅葉ヶ丘9番2号 (所有者) 神奈川県知事 (申請者) 神奈川県知事	経年劣化している音楽堂劇場扉の交換（交換時に一部撤去する床の一部を類似材料で復旧する）	(許可日) R5. 2. 7 (予定期間) R5. 2. 8 ～ R5. 2. 24	【許可理由】 ○ 音楽堂の劇場扉は、経年劣化により、扉が外れて事故につながる可能性や防音機能に支障をきたす点が懸念されており、この更新のために床を一部撤去することは、事情やむを得ないものと考えられるため。 ○ 音楽堂設計者である前川国男の事務所（株式会社前川建築設計事務所）が監修として参加し、復旧に使用する類似素材の検討にも関わっているほか、音楽堂の特徴の一つであるロビーのテラゾー仕上げ床には手を付けず、必要最小限の範囲のみ撤去及び復旧を行うといったことから、建物の文化財価値への影響は軽微であると考えられるため。 【許可条件】 ◆ 工事の実施にあたっては、県教育委員会の指導に従い、また、必要に応じて立会いを求めること。

3	重要文化財 神奈川県立図書館・音楽堂 (対象地) 横浜市西区紅葉ケ丘9番2号 (所有者) 神奈川県知事 (申請者) 神奈川県知事	音楽堂の防犯カメラ増設にあたり、1階バックヤード部にアンカー（カメラ及び配線固定用）を打設する	(許可日) R5. 2. 7 (予定期間) 許可日 ～ R5. 2. 24	【許可理由】 ○ アンカー打設箇所である1階バックヤード部は、建設当初駐車場であった場所に後年増設された部分であるほか、アンカーボルトの穿孔は必要最小限のものとなっており、建物の文化財価値への影響は軽微であると判断されるため。 ○ 増設される防犯カメラは現状死角になっている部分を補完するものであり、建物の安全性確保のために事情やむを得ないものと考えられるため。 【許可条件】 ◆ 工事の実施にあたっては、県教育委員会の指導に従い、また、必要に応じて立会いを求めること。
4	重要文化財 神奈川県立図書館・音楽堂 (対象地) 横浜市西区紅葉ケ丘9番2号 (所有者) 神奈川県知事 (申請者) 神奈川県知事	音楽堂内地下1階の漏水への対応のため、水を排水させる立上りを設け、床にアンカーを打設する	(許可日) R5. 2. 7 (予定期間) 許可日 ～ R5. 2. 24	【許可理由】 ○ 地下1階のバックヤード部に打設するアンカーボルトの穿孔は必要最小限のものとなっており、建物の文化財価値への影響は軽微であると判断されるため。 ○ 現在漏水の被害が発生している箇所への対応策であり、文化財保護の観点から事情やむを得ないものと考えられるため。 【許可条件】 ◆ 工事の実施にあたっては、県教育委員会の指導に従い、また、必要に応じて立会いを求めること。
5	重要文化財 神奈川県立図書館・音楽堂 (対象地) 横浜市西区紅葉ケ丘9番2号 (所有者) 神奈川県知事 (申請者) 神奈川県知事	音楽堂のインターカムシステム機器更新に伴い、機器固定用ボックスを壁へ固定する（既存の穴が再利用できない場合は新たに穴を開ける）	(許可日) R5. 6. 13 (予定期間) R5. 6. 15 ～ R5. 6. 16	【許可理由】 ○ 既存のボックスを取り外した際に既存の固定穴を確認し、その再利用が可能であれば、更新機器のボックス固定に際し新たな開口は行わないほか、開口する場合でも固定のための必要最小限の規模に留めることから、建物の文化財価値への影響は軽微であると考えられるため。 【許可条件】 ◆ 工事の実施にあたっては、県教育委員会の指導に従い、また、必要に応じて立会いを求めること。 【補足】 ○ 既存の固定穴の再利用が可能であったため、新たな開口は行われなかった。

6	史跡 上浜田中世建築遺構群 (対象地) 海老名市浜田町5番13号 (所有者) 海老名市 (申請者) 海老名市長	シエアサイクルステーション増設	(許可日) R5. 3. 8 (予定期間) 許可日 ～ R5. 4. 14	【許可理由】 ○ 掘削は伴わず、ステーション設置により史跡への交通面の利便性が高まることが見込まれるため。 【許可条件】 ◆ 施工にあたっては、海老名市教育委員会職員の立会いを求めること。
7	史跡 河村城跡 (対象地) 足柄上郡山北町山北2175番ほか (所有者) 山北町 (申請者) 山北町長	景観整備工事	(許可日) R5. 6. 20 (予定期間) 許可日 ～ R6. 3. 31	【許可理由】 ○ 伐根は行わないため、地下遺構への影響は軽微であると判断される上、史跡本来の景観に戻し、樹木による遺構の毀損を防止するため。 【許可条件】 ◆ 施工にあたっては、山北町教育委員会職員の立会いを求めること。
8	史跡・名勝 江ノ島 (対象地) 藤沢市江の島2丁目201-43 (所有者) 株式会社ホームランド 代表取締役 (申請者) 株式会社ホームランド 代表取締役	個人店舗建替え	(許可日) R5. 4. 13 (予定期間) 許可日 ～ R5. 12. 31	【許可理由】 ○ 掘削を伴うものの、やや急な斜面地を埋め立てて平坦地としていることなどから、地下遺構への影響は軽微であると判断されるため。 ○ 新築される店舗は、周囲の住宅と同程度の規模であり、外壁等も周囲の景観に配慮した色彩であることから、景観への影響は軽微であると判断されるため。 【許可条件】 ◆ 施工にあたっては、藤沢市教育委員会職員の立会いを求めること。
9	史跡・名勝 江ノ島 (対象地) 藤沢市江の島一丁目地先 (所有者) 神奈川県 (申請者) 藤沢市長	説明看板設置	(許可日) R5. 4. 26 (予定期間) 許可日 ～ R5. 5. 31	【許可理由】 ○ 掘削を伴うものの、計画地は埋設地であることから、地下遺構への影響は軽微であると判断されるため。 ○ 設置される説明看板は、簡易な工作物として設置規模も僅かであることから、景観への影響は軽微であると判断されるため。 【許可条件】 ◆ 施工にあたっては、藤沢市教育委員会職員の立会いを求めること。

10	史跡・名勝 江ノ島 (対象地) 藤沢市江の島一丁目地先 (所有者) 神奈川県 (申請者) 藤沢土木事務所 所長	係留施設設置工事	(許可日) R5.6.5 (予定期間) 許可日 ～ R6.3.31	【許可理由】 ○ 掘削を伴うものの、施工箇所は埋立地であり、地下遺構への影響は軽微であると判断されるため。 ○ 計画地における新設工作物の規模から、景観への影響は軽微であると判断されるため。 【許可条件】 ◆ 施工にあたっては、藤沢市教育委員会職員の立会いを求めること。
11	史跡・名勝 江ノ島 (対象地) 藤沢市江の島2-3-28 (所有者) 藤沢市 (申請者) 藤沢市長	サムエル・コッキング 苑内樹木伐根及び説明看板撤去	(許可日) R5.6.14 (予定期間) 許可日 ～ R5.12.31	【許可理由】 ○ 掘削を伴うものの、小範囲に限られ、過去に植栽等で掘削されており、かつ深度も表土に収まることから、地下遺構への影響は軽微であると判断されるため。 ○ 既に枯死した樹木の伐根と、当該樹木を説明する用途の看板の撤去であることから、景観への影響は軽微であると判断されるため。 【許可条件】 ◆ 実施にあたっては、藤沢市教育委員会職員の立会いを求めること。
12	史跡・名勝 江ノ島 (対象地) 藤沢市江の島1-12-2 (所有者) 神奈川県 (申請者) 藤沢土木事務所 所長	既存基礎撤去及び倉庫新築	(許可日) R5.6.19 (予定期間) 許可日 ～ R5.12.31	【許可理由】 ○ 掘削を伴うものの、当該敷地は埋立によって整備された湘南港であり、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないことから、地下遺構への影響は軽微であると判断されるため。 ○ 新築される倉庫は、台風被害を受けた公共施設の代替え施設であり、外壁等も周辺施設と類似の色彩であることから、景観への影響は軽微であると判断されるため。 【許可条件】 ◆ 実施にあたっては、藤沢市教育委員会職員の立会いを求めること。

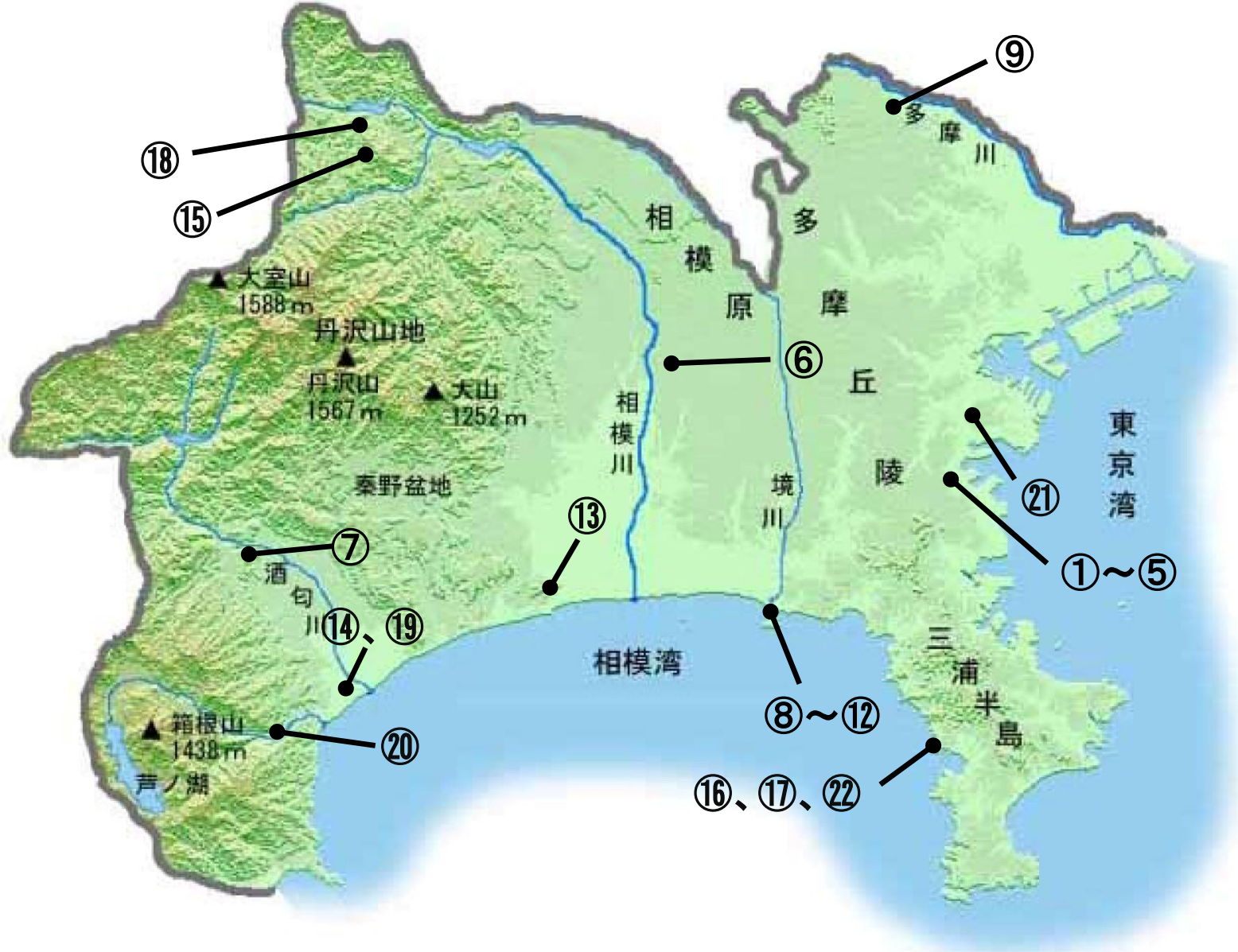
13	天然記念物 大磯高麗山の自然林 (対象地) 中郡大磯町高麗 字高麗山580-1 (所有者) 神奈川県 (申請者) 神奈川県知事	危険木の伐採	(許可日) R5. 2. 7 (予定期間) 許可日 ～ R5. 10. 31	【許可理由】 ○ 対象樹木は民家等に隣接して位置しており、倒木等による民家等への被害が懸念されることから、樹叢の維持管理上、必要な作業であると判断されるため。 【許可条件】 ◆ 実施に当たっては、大磯町教育委員会生涯学習課職員の立会い及び指示を受けること。
14	天然記念物 神奈川県立小田原高等学校の樹叢 (対象地) 神奈川県小田原 市城山3-963-20 ほか (所有者) 神奈川県 (申請者) 株式会社アルテック 代表取締役	樹木剪定	(許可日) R5. 2. 21 (予定期間) 許可日 ～ R5. 3. 20	【許可理由】 ○ 対象樹木は枝葉の伸長により、指定地外に張り出しており、足場の設置に支障となっていることから、樹叢の維持管理上、必要な作業であると判断されるため。 【許可条件】 ◆ 実施に当たっては、小田原市文化部文化財課職員の立会い及び指示を受けること。
15	天然記念物 ギフチョウとその生息地 (対象地) 相模原市緑区牧野 (旧藤野町全域) (管理責任者) 相模原市教育委員会 (申請者) 神奈川県教育委員会教育長	現地調査	(許可日) R5. 3. 6 (予定期間) 許可日 ～ R5. 4. 30	【許可理由】 ○ 放蝶由来と考えられる個体が確認されたことを受けて実施している調査であり、また、異個体ではない場合はその場で解放することから、天然記念物への影響は軽微であると判断されるため。 【許可条件】 ◆ 実施に当たっては、相模原市教育委員会職員の立会い及び指示を受けること。

16	天然記念物 天神島、笠島及び周辺水域 (対象地) 横須賀市佐島3丁目7番地先 (管理責任者) 横須賀市教育委員会教育長 (申請者) 横須賀市市長	消波堤設置 (佐島5号)	(許可日) R5.3.15 (予定期間) 許可日 ～ R10.3.31	【許可理由】 ○ 文化財指定地内の南東部において、佐島漁港内の静穏度の向上をはかるため、消波堤設置が行われるもので、事前のモニタリング調査では、設置予定箇所に希少生物の群落等は確認されず、また設置される消波ブロックは環境に配慮したもの等であることから、天然記念物への影響は軽微であると判断されるため。 【許可条件】 ◆ 実施に当たっては、横須賀市教育委員会職員の立会い及び指示を受けること。
17	天然記念物及び名勝 天神島、笠島及び周辺水域 (対象地) 横須賀市佐島3-1506-1地先外 (管理責任者) 横須賀市教育委員会 (申請者) 横須賀市大楠漁業協同組合代表理事組合長	モニタリング調査 (第8回)	(許可日) R5.3.15 (予定期間) 許可日 ～ R5.5.31	【許可理由】 ○ 海洋環境への影響の程度を把握するための必要な調査であり、また、採取量は指定地内の限定的な範囲であり、採取量も調査に必要な最低限度であることから、天然記念物及び名勝への影響は軽微と判断されるため。 【許可条件】 ◆ 実施に当たっては、横須賀市教育委員会職員の立会い及び指示を受けること。
18	天然記念物 キマダラルリツバメとその生息地 (対象地) 相模原市緑区(旧藤野町全域) (管理責任者) 相模原市教育委員会 (申請者) 神奈川県知事	個体調査 (捕獲・殺傷)	(許可日) R5.4.14 (予定期間) 許可日 ～ R7.3.31	【許可理由】 ○ レッドデータブック更新のために行われる学術的な調査であり、捕獲量も調査に必要な最低限度であることから、天然記念物及び名勝への影響は軽微と判断されるため。 【許可条件】 ◆ 実施に当たっては、相模原市教育委員会職員の立会い及び指示を受けること。

19	天然記念物 神奈川県立小田原高等学校の樹叢 (対象地) 小田原市城山3丁目26-1 (所有者) 神奈川県 (申請者) 神奈川県立小田原高等学校長	樹木剪定	(許可日) R5.5.11 (予定期間) 許可日 ～ R5.5.31	【許可理由】 ○ 対象樹木は敷地外の民地まで枝葉が生長しており、葉が民地へ落ちており、住民生活に影響を及ぼしていることから、樹叢の維持管理上、必要な作業であると判断されるため。 【許可条件】 ◆ 実施に当たっては、小田原市文化部文化財課職員の立会い及び指示を受けること。
20	天然記念物 早雲寺林 (所在地) 足柄下郡箱根町湯本396番地の1ほか (所有者) 宗教法人早雲寺 (申請者) 箱根町長	枯損木等の伐採・剪定	(許可日) R5.5.26 (予定期間) R5.3.29 ～ R5.3.31	【許可理由】 ○ 対象樹木は町道に近接するなど、将来的な倒木や落枝による物的・人的被害が懸念されることから、樹叢の維持管理上、必要な作業であると判断されるため。 【許可条件】 ◆ 現状変更の許可を得ず施工したことから、今後、神奈川県文化財保護条例の趣旨を尊重し、再びこのようなことが起こらないよう、十分に注意するとともに、事前に県教育委員会及び相模原市教育委員会と十分な協議を行うこと。
21	天然記念物 宝生寺・弘誓院の寺林 (対象地) 横浜市南区睦町二丁目221 (所有者) 宗教法人弘誓院 (申請者) 宗教法人弘誓院代表役員	枯損木の伐採・剪定	(許可日) R5.5.30 (予定期間) 許可日 ～ R5.8.30	【許可理由】 ○ 対象樹木2本のうち枯死木は折損した枝が弦に引っかかっている状態で、もう1本は大きく枝葉が張り出しており、枯損枝等が落下した場合に下部に位置する倉庫等への物的被害等が懸念されることから、樹叢の安全管理上、必要な作業であると判断されるため。 【許可条件】 ◆ 実施に当たっては、横浜市教育委員会生涯学習文化財課職員の立会い及び指示を受けること。

22	<p>天然記念物及び名勝 天神島、笠島及び周辺水域 (対象地) 横須賀市佐島3-1506-1地先外 (管理責任者) 横須賀市教育委員会 (申請者) 横須賀市大楠漁業協同組合代表理事組合長</p>	<p>モニタリング調査 (第9回)</p>	<p>(許可日) R5.6.19 (予定期間) 許可日 ～ R5.8.31</p>	<p>【許可理由】</p> <p>○ 海洋環境への影響の程度を把握するための必要な調査であり、また、採取は指定地内の限定的な範囲であり、採取量も調査に必要な最低限度であることから、天然記念物及び名勝への影響は軽微と判断されるため。</p> <p>【許可条件】</p> <p>◆ 実施に当たっては、横須賀市教育委員会職員の立会い及び指示を受けること。</p>
----	--	----------------------------	--	--

県指定文化財現状変更等箇所(R5.1.21 ~ R5.6.30)



① 重要文化財「神奈川県立図書館・音楽堂」 — オーケストラピット内コア抜き



ピット内コア抜き箇所①



ピット内コア抜き箇所②

オーケストラピット内コンクリートの劣化状況等を調査するため、ピット内壁のコンクリートをコア抜きし復旧する。

② 重要文化財「神奈川県立図書館・音楽堂」 — 劇場扉の交換及び床復旧



劇場扉の交換時に一時撤去する床について、
現況材を調達できない箇所を類似材料で復旧する。

③ 重要文化財「神奈川県立図書館・音楽堂」 — 防犯カメラ増設



1階バックヤード部に防犯カメラを増設する。



④ 重要文化財「神奈川県立図書館・音楽堂」 — 地下漏水対策



地下1階に漏水が発生していることから、排水用立上りを設置する。

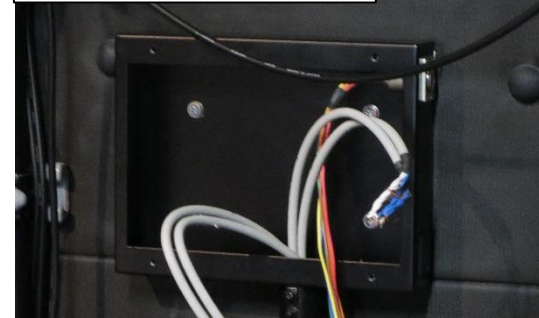


⑤ 重要文化財「神奈川県立図書館・音楽堂」 — インカムシステム機器更新

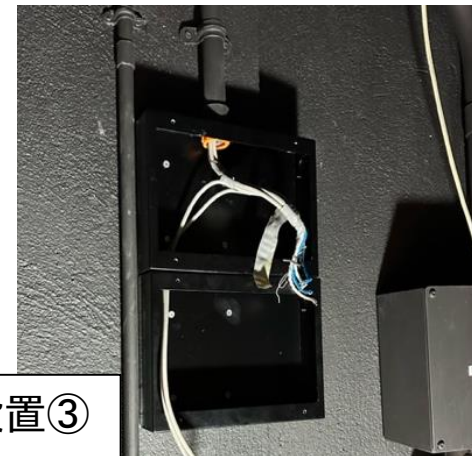
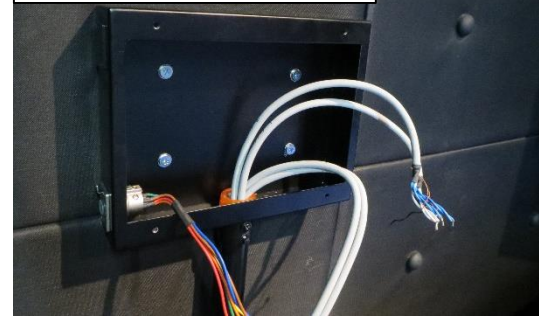


インカム機器の更新に伴い、
機器固定用のボックスを壁に取り付ける。
(既存の穴を再利用したため、新たな開口は行わなかった)

ボックス設置①

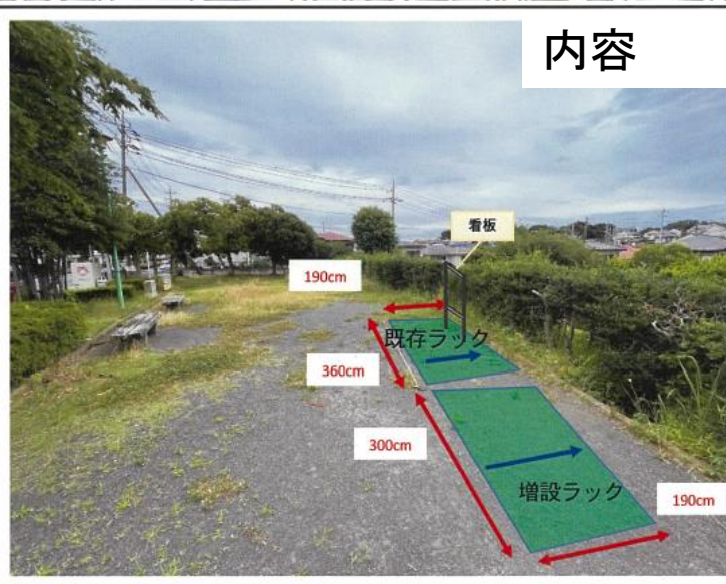


ボックス設置②

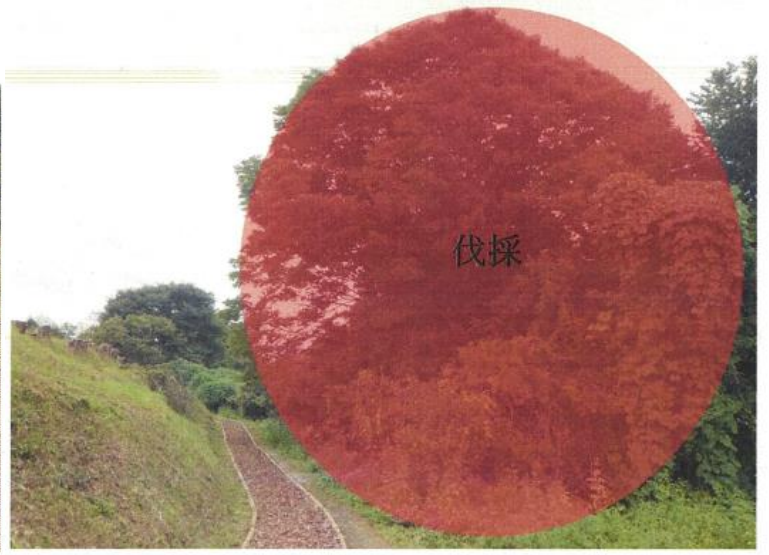
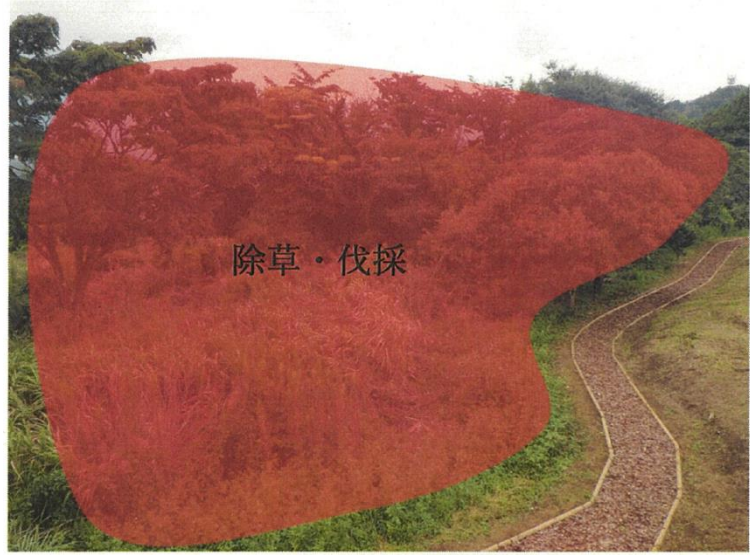


ボックス設置③

⑥ 史跡「上浜田中世建築遺構群」 — シェアサイクルステーション増設



⑦ 史跡「河村城跡」 — 景観整備等



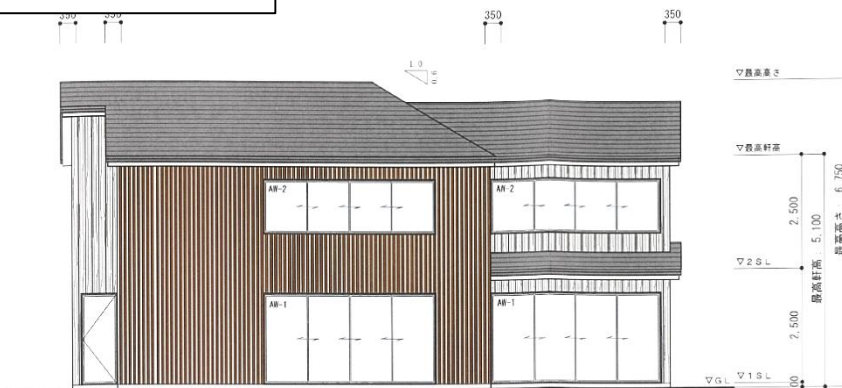
⑧ 史跡・名勝「江ノ島」 — 個人店舗建替え



現況



完成イメージ



西側立面図

⑨ 史跡・名勝「江ノ島」 — 説明看板設置



現状変更前（設置イメージ）



現状変更後



⑩ 史跡・名勝「江ノ島」 — 係留施設設置工事



現況



拡大



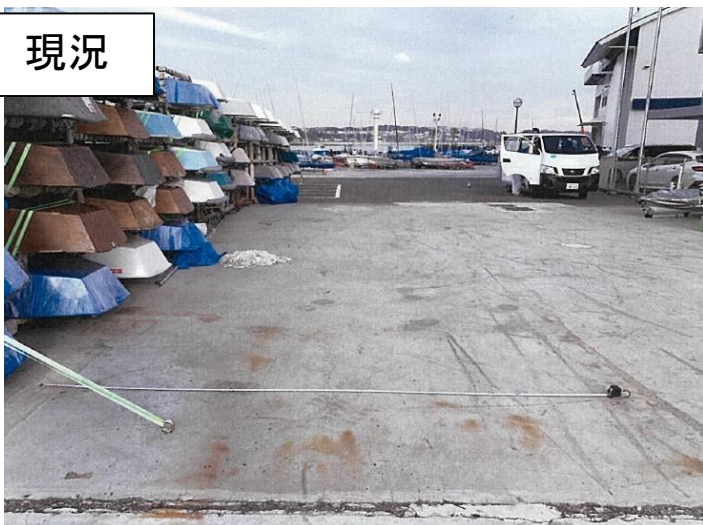
完成イメージ
(参考：猿島係留施設)



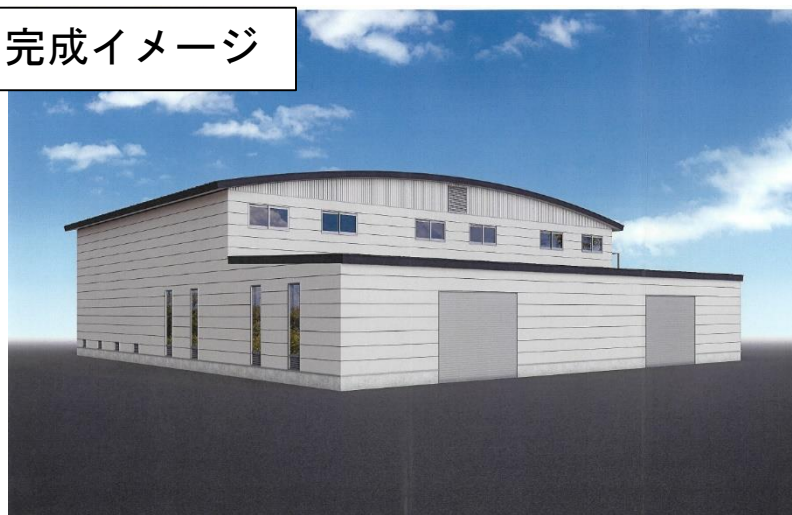
⑫ 史跡・名勝「江ノ島」 — 既存基礎撤去及び倉庫新築



現況



完成イメージ



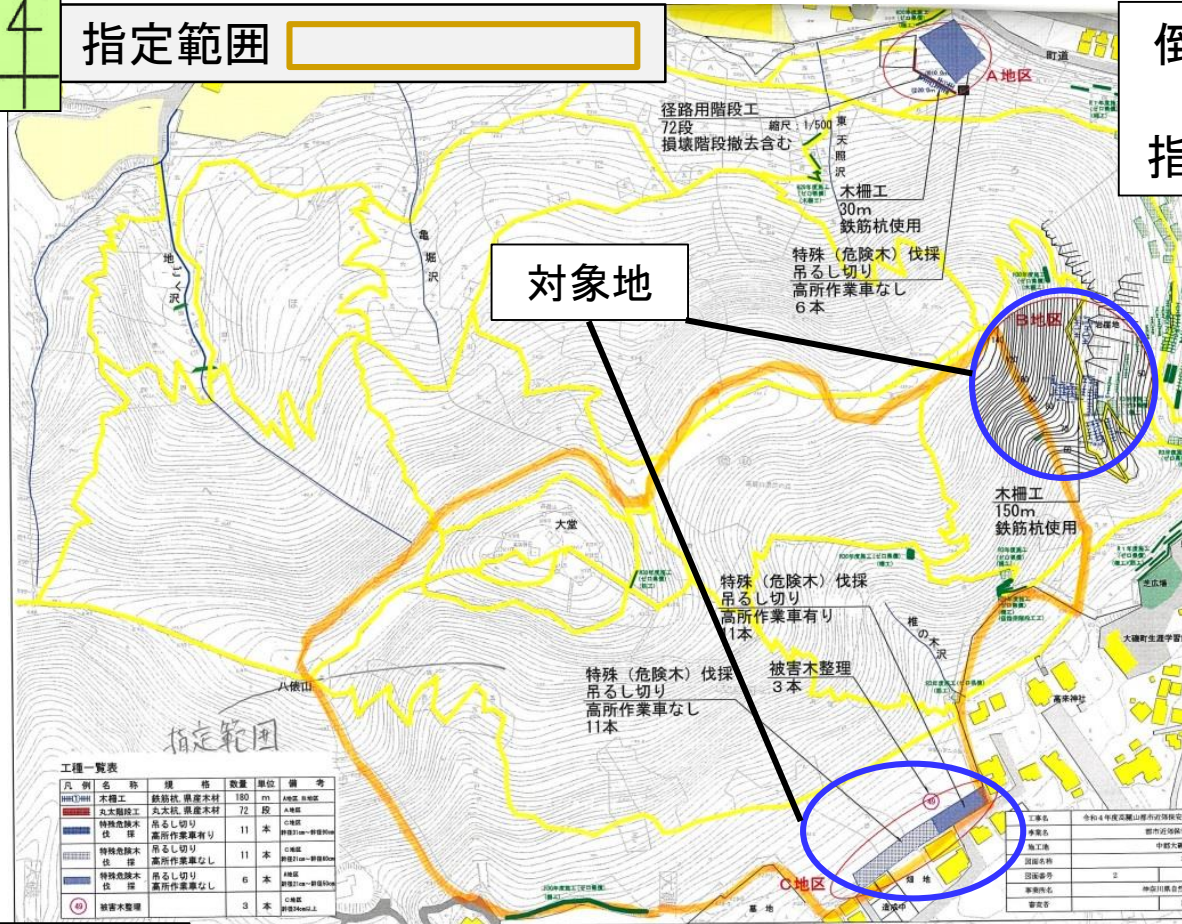
⑬ 天然記念物「大磯高麗山の自然林」 — 危険木の伐採

4

指定範囲



倒木等による民家等への被害の懸念のある指定地内の危険木の伐採



実施状況①

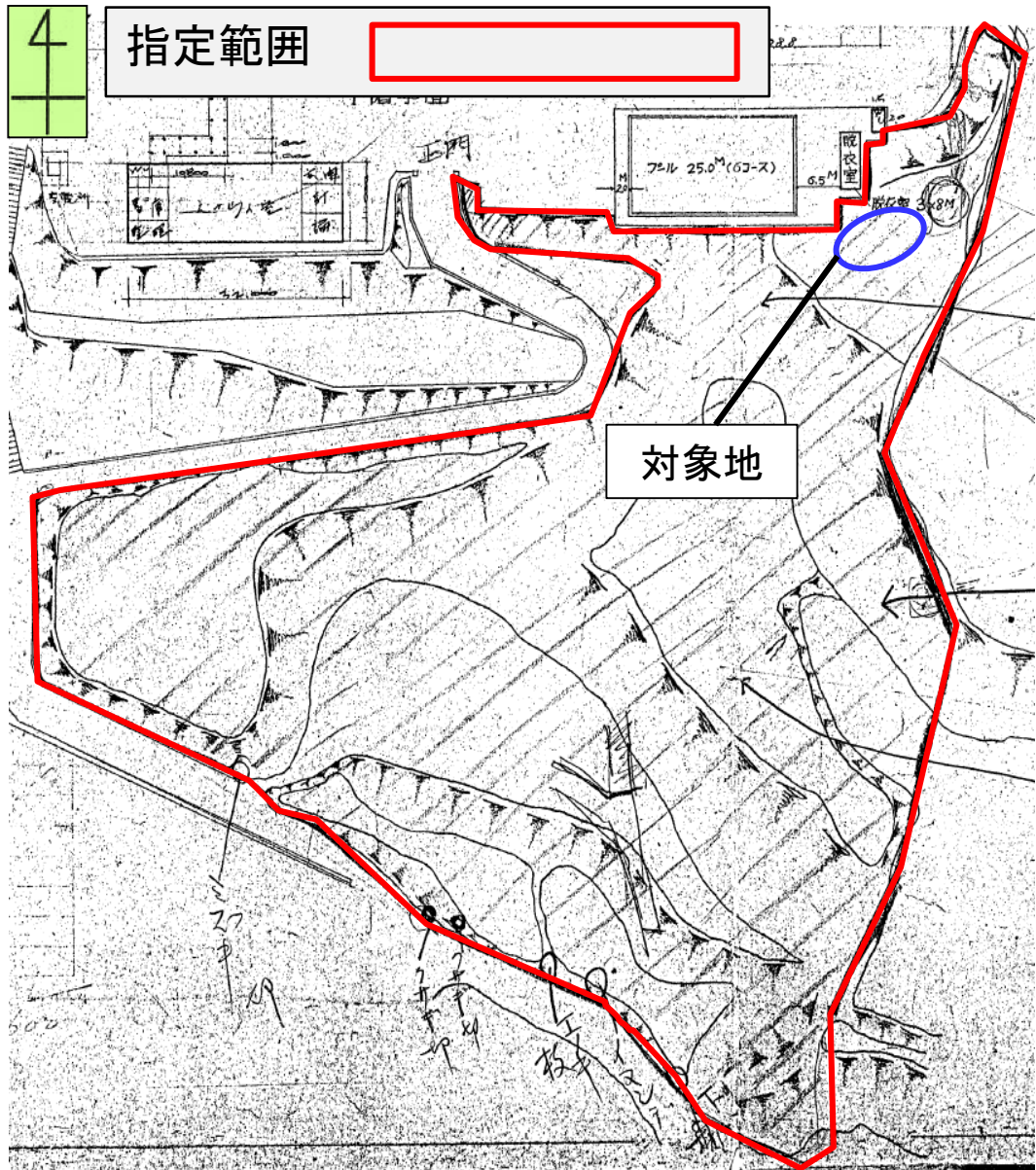


実施状況②



実施状況③

⑭ 天然記念物「神奈川県立小田高等学校の樹叢」 — 樹木剪定



指定外の民地に張り出した樹木の選定



実施前



実施後

⑮ 天然記念物「ギフチョウとその生息地」 — 現地調査

4

指定範囲



異個体の除去、出現状況の確認

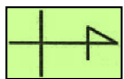
調査状況① ※異個種ではない。



調査状況② ※異個種ではない。



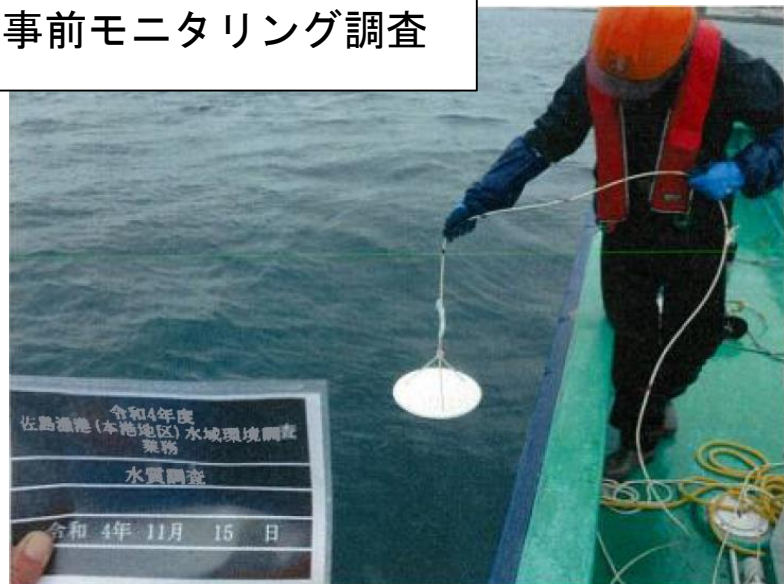
①6 天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」 — 消波堤設置(佐島5号)



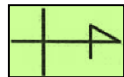
現況



事前モニタリング調査

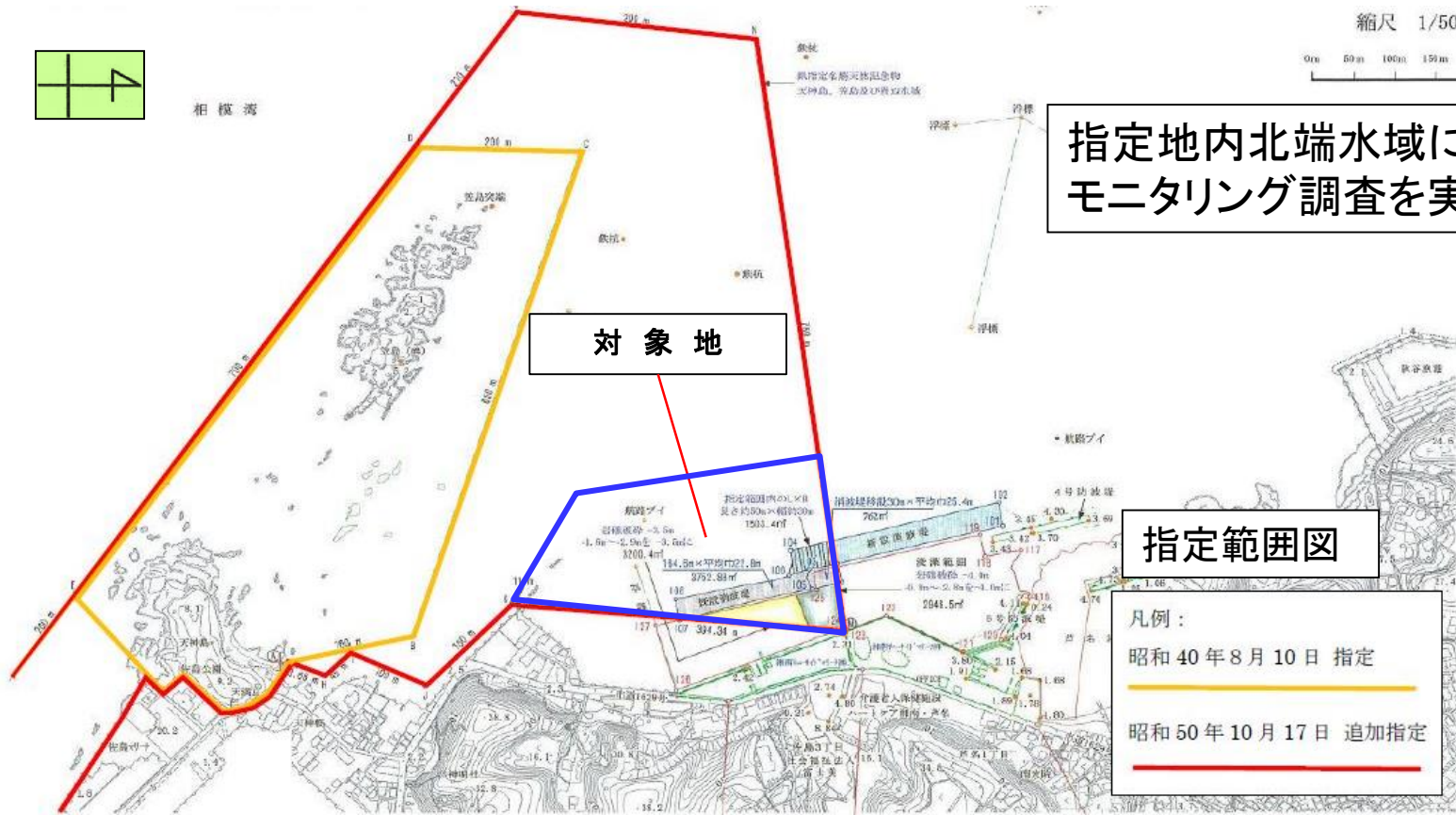
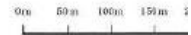


⑪ 天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」 — 第8回モニタリング調査



相模湾

縮尺 1/500



指定地内北端水域にて
モニタリング調査を実施する。

対象地

指定範囲図

凡例：
 昭和40年8月10日 指定
 昭和50年10月17日 追加指定

現況（北西側から）



現況（海藻分布・魚類調査状況）



⑱ 天然記念物「キマダラルリツバメとその生息地」 ー 個体調査 (捕獲・殺傷)

4 指定範囲



対象地

状況①

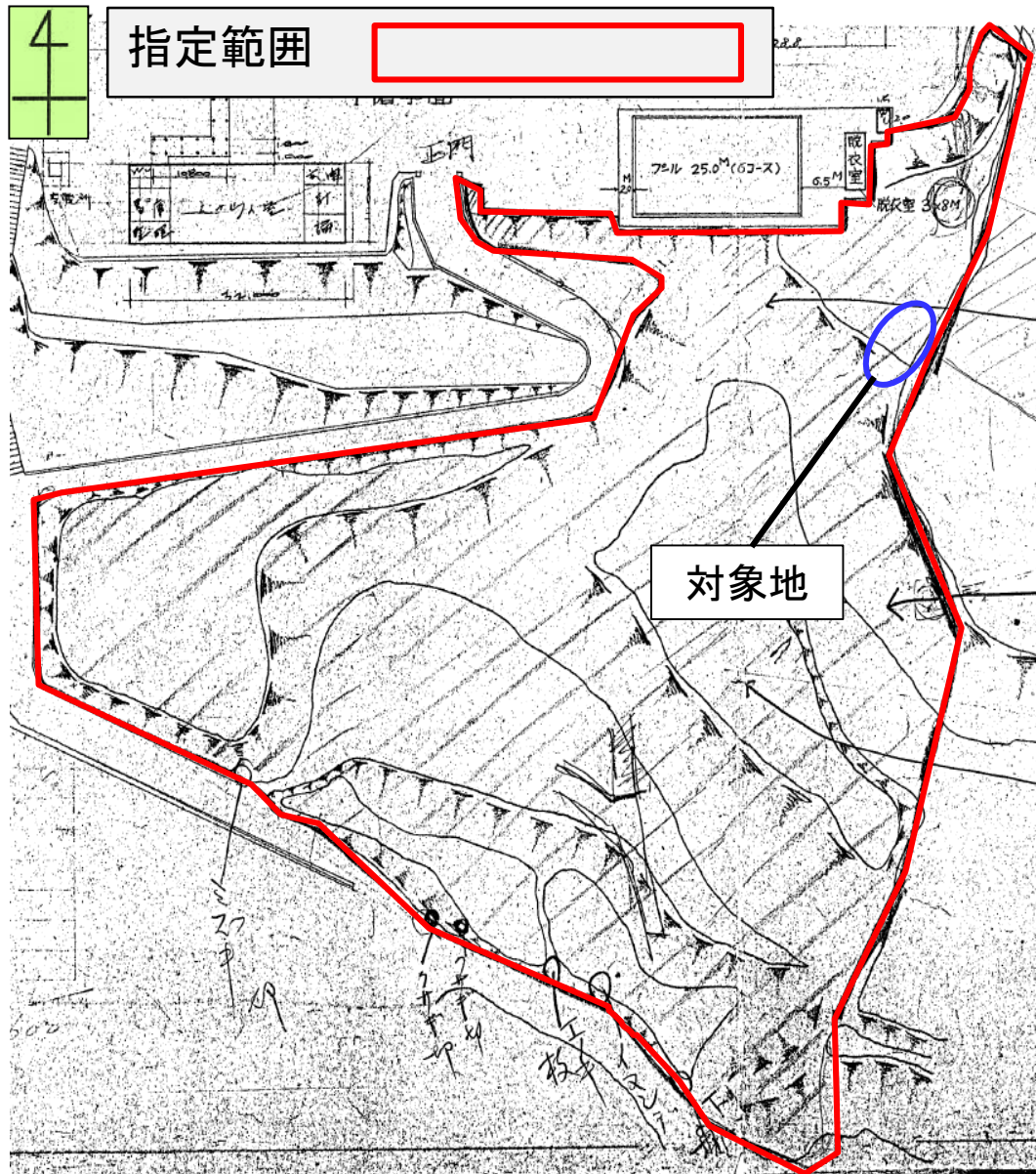


状況②



指定地内におけるレッドデータブック更新のための個体調査

①9 天然記念物「神奈川県立小田高等学校の樹叢」 — 樹木剪定



指定外の民地に張り出した樹木の剪定



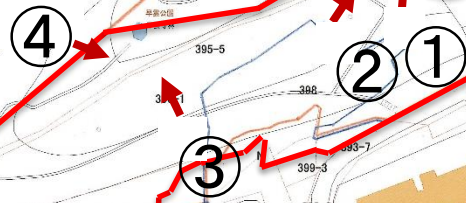
②0 天然記念物「早雲寺林」 — 枯損木等の伐採・剪定

4

指定範囲



対象地①～④



枯損木の伐採・剪定
(クワ1本、サクラ2本、
カシ1本)

実施前 ②サクラ



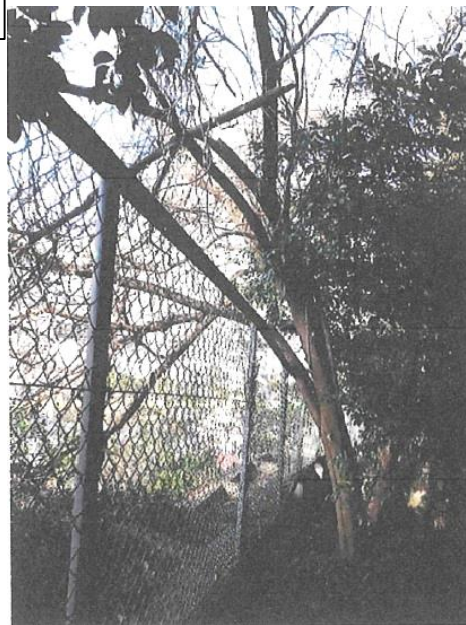
実施後 ②サクラ



②① 天然記念物「宝生寺・弘誓院の寺林」一枯損木の伐採・剪定



現況①



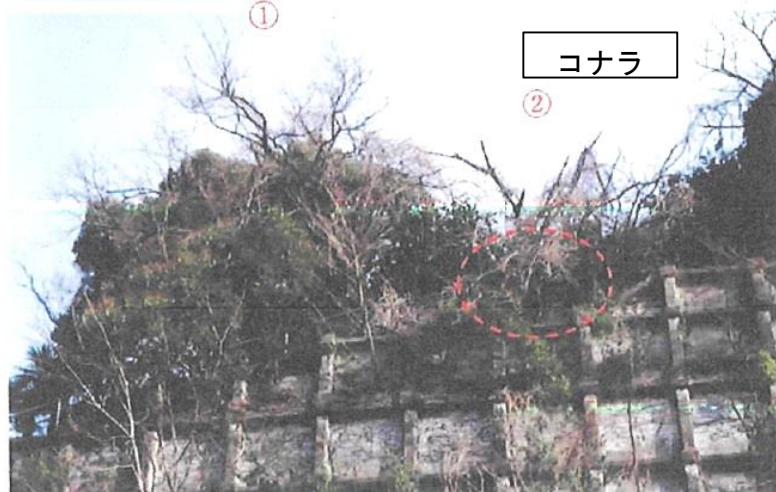
現況②

カラスザンショウ

①

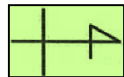
コナラ

②



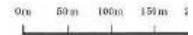
危険木10本(アラカシ、コナラ等)の伐採

②② 天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」 — 第9回モニタリング調査



相模湾

縮尺 1/500



指定地内北端水域にて
モニタリング調査を実施する。

対象地

指定範囲図

凡例：

昭和 40 年 8 月 10 日 指定

昭和 50 年 10 月 17 日 追加指定

現況（南西側から）



現況（水質・底質調査状況）

